

○厚生労働省告示第四十三号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十二條及び第三十條の規定に基づき、作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第二條第一項の表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術の項中「4、」を削る。

第三條第一項の表別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項中「4、」を削る。